

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 12 日

各 都道府県 生活保護担当課御中
市 町 村

厚生労働省社会・援護局保護課

新型コロナウイルスワクチン接種に必要な移送費について

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルスワクチンの高齢者への接種が開始されたところです。

新型コロナウイルスワクチンの接種については、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上も、疾病のまん延予防上緊急の必要がある臨時接種として位置付けられており、接種の努力義務や市町村長等による勧奨等の公的関与が求められる公益性の高いものです。

つきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な移送費に係る取扱いについて、下記のとおりお示しいたしますので、管内保護の実施機関に対し周知方お願いいたします。その際、管内保護の実施機関の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

記

被保護者から新型コロナウイルスワクチン接種に必要な移送費について申請があった場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7 の 2 の（7）のアの（ウ）における「実施機関の指示又は指導」が既にあったものとして取り扱い（検診命令等の発出は不要とする）、「他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等」に該当するものとして、支給の対象とすること。

以上

- 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）

第 7 の 2 の（7） 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、（ケ）又は（サ）において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。

この場合、（ア）若しくは（イ）に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、（ウ）、（オ）、（コ）若しくは（シ）に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は（エ）に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

（ア）～（イ） 略

（ウ） 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

（エ）～（ソ） 略

イ 略